令和４年（2022年）７月29日

　関係団体・事業者の皆様

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた

感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査

の実施について

本道における感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

　今般、厚生労働省から、濃厚接触者の待機期間の見直しについて事務連絡がありましたので、お知らせしますとともに、道のホームページに掲載しているリーフレット等を修正しましたので送付させていただきます。

つきましては、貴団体傘下会員、事業所等に対する周知について、御協力いただきますようお願いします。

　現在、BA.5系統への置き換わりが進む中で、道内においても感染者が急増しておりますことから、今後も感染拡大の抑制に向け、引き続き、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

１　改正の概要

濃厚接触者の待機期間について、最終暴露日（陽性者との接触等）から５日間（６

日目解除）としたこと。（令和4年7月22日適用）

２　添付資料

（１）令和4年3月16日（R4.7.22一部改正）付け厚生労働省事務連絡

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感

染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

（２）リーフレット等

①陽性となった皆様にお願いしたいこと

②「知人が感染」そのときどうする？（一部改正）

③新型コロナウイルス感染症～個人や家庭でできる自主的な感染対策

④新型コロナウイルス感染症～職場でできる自主的な感染対策（一部改正）

⑤用語説明と全体の流れ（一部改正）

⑥改正の概要（濃厚接触者の待機期間）

３　掲載ホームページ

　　ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について

　　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai\_taiou.html

 総括主査 吉澤

 011-204-5260